

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、役員等の報酬について、必要事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「役員等」とは、理事、監事、評議員、苦情解決第三者委員を言う。

(会議等の出席報酬)

第3条 役員等が会議に出席した場合は、報酬を次のとおり支給する。

- | | | |
|---------------------------|----|--------|
| (1) 理事会 | 日額 | _____円 |
| (2) 監査業務 | 日額 | _____円 |
| (3) 理事・監事が出席する重要会議および研修会等 | 日額 | _____円 |

(理事長の報酬)

第4条 理事長が勤務した場合は、報酬を次のとおり支給する。

日額 _____円

(評議員会の出席報酬)

第5条 評議員が評議員会に出席した場合は、報酬を次のとおり支給する。

日額 _____円

(苦情解決第三者委員の報酬)

第6条 第三者委員が苦情解決にあたった場合は、報酬を次のとおり支給する。

日額 _____円

付則

この規程は、令和____年____月____日から施行する。